

尾張旭市監査公表第5号

平成27年11月30日付け尾張旭市監査公表第19号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年2月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

教育委員会生涯学習課図書館

監査の指摘事項	措置状況
図書館システム更新伺い及び図書館用図書購入伺いにおいて、起案者による起案文の訂正が行われている。文書事務の原則に則った適正な事務処理を行う必要がある。また、文書の訂正は尾張旭市職員服務規程第8条に基づく届出印で行う必要がある。	文書事務の原則に則り、文書の訂正を行い、併せて、尾張旭市職員服務規程第8条に基づく届出印で訂正を行うよう改善した。